



～ 資料編 ～

1. 北谷町子ども・子育て会議規則
2. 北谷町子ども・子育て会議委員名簿
3. 北谷町附属機関設置条例
4. 「北谷町子ども・子育て支援事業計画(案)」策定までの流れ

資料 1 : 北谷町子ども・子育て会議規則

平成 25 年 12 月 20 日

規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北谷町附属機関設置条例(平成 20 年北谷町条例第 22 号)第 3 条の規定に基づき、北谷町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項に規定する次の事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- (3) 北谷町子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関して意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 学識経験者及びこれに準ずる者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬等)

第8条 委員の報酬等は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年北谷町条例第17号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、住民福祉部子ども家庭課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料 2 : 北谷町附属機関設置条例

平成20年12月24日

条例第22号

改正 平成25年 3月28日 条例第7号

平成25年12月20日 条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、町が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び担当事務)

第2条 本町が設置する附属機関の名称及び担任する事務は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 附属機関の組織、所掌事務、委員その他の構成員及びその運営に関し必要な事項は、附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北谷町行政区域改善審議会条例（昭和50年北谷町条例第28号）

(2) 北谷町総合計画審議会条例（昭和55年北谷町条例第35号）

(3) 北谷町史編集委員会条例（昭和56年北谷町条例第18号）

(4) 北谷町障害児保育運営委員会設置条例（昭和58年北谷町条例第19号）

(5) 北谷城史跡整備基本構想策定審議会設置条例（平成3年北谷町条例第26号）

(6) 北谷町情報公開及び個人情報保護制度審議会条例（平成12年北谷町条例第11号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に附属機関の委員である者は、この条例の規定により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は旧条例等の規定による任期の残任期間とみなす。

附 則（平成25年条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
町長	北谷町行政改革推進委員会	行政改革の推進に関する重要事項を調査審議すること。
	北谷町男女共同参画会議	男女共同参画の施策について審議すること。
	北谷町行政区域改善審議会	行政区域に関する事項について調査審議すること。
	北谷町情報化推進委員会	情報化推進に関する重要事項を調査審議すること。
	北谷町高齢者保健福祉計画審議会	高齢者保健福祉計画に関する事項について調査審議すること。
	北谷町老人ホーム入所判定委員会	老人ホーム入所措置の要否の判定に関すること。
	北谷町次世代育成支援対策地域協議会	次世代育成支援対策の推進に関し、必要となるべき措置について協議すること。
	北谷町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に掲げる事項について調査審議すること。
	北谷町児童館運営委員会	児童館の運営方針及び利用計画について審議すること。
	北谷町予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因した健康被害に関する事項を調査審議すること。
	教育委員会	北谷町就学指導委員会
北谷町幼稚園教育振興計画策定委員会		幼稚園教育振興計画に関する事項について調査審議すること。
北谷城史跡整備基本構想策定審議会		北谷城及びその周辺の史跡整備について調査審議すること。

資料3：「北谷町子ども・子育て支援事業計画(案)」策定までの流れ

◆ニーズ調査の実施

平成26年2月、子育て家庭の皆さんの生活実態や保育ニーズを把握するため、アンケートを配布しニーズ調査を実施。町内在住の未就学児(0～5歳児)約2,000人へ郵送、また町内在住の小学1年生～3年生の約1,400人へは小学校を通じての配布・回収を行った。

回収率：就学前児童33.3%、小学校低学年児童64.9%

◆北谷町子ども・子育て会議の開催

平成26年5月「子ども・子育て支援事業計画」の策定や、子ども・子育てに関する施策の推進について、子育て支援に携わっている事業者、学識経験者や子育て中の保護者の方々の意見を反映させるため、北谷町子ども・子育て会議(委員20名構成)を設置。

◆北谷町子ども・子育て会議開催日程及び会議資料

開催日	次第	会議資料
第1回 平成26年 5月27日	委嘱状及び辞令交付式 北谷町子ども・子育て会議 【議題】 ①子ども・子育て支援事業計画について ・策定について ・北谷町における保育等の現状 ・ニーズ調査結果 ・人口推計 ②その他	資料1 子ども・子育て支援事業計画について 資料2 町の保育等の現状について 資料3 北谷町子ども・子育て支援に関するニーズ調査集計結果のまとめ 資料4 北谷町子ども・子育てニーズ調査結果よりポイントのまとめ 資料5 人口推計について 資料6 北谷町子ども・子育て支援に関するニーズ調査票(小学校用・就学前用)
第2回 平成26年 7月1日	新制度勉強会 第1部 「子ども子育て支援新制度について」 かみざと社会福祉研究所・所長神里博武氏 第2部 「学童保育の現状と課題について」 NPO法人沖縄県学童・保育支援センター 理事・垣花道朗氏	資料1 子ども・子育て支援新制度について 資料2 学童保育の現状と課題について 参考資料 ・なるほどBOOK すくすくジャパン! ・For Children 子どもたちのために、わたしたちにできること
第3回 平成26年 7月25日	北谷町子ども・子育て会議 【議題】 ①教育・保育の提供区域 ②教育・保育事業等の「量の見込み」 ③新制度に関する各種基準案	資料1 教育・保育の提供区域について 資料2 教育・保育事業等の「量の見込み」について 資料3 新制度に関する各種基準案について

開催日	次第	会議資料
第4回 平成26年 8月25日	北谷町子ども・子育て会議 【議題】 ①条例の整備についての報告 ②教育・保育事業等の確保の方策	資料1 教育・保育事業等の「確保方策」について 資料2 町基準案の国基準との相違点について 参考資料 ・“階層別保育料及び児童数”及び“要保護・準要保護児童生徒数の推移”
第5回 平成26年 9月26日	北谷町子ども・子育て会議 【議題】 ①地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」 ②任意記載事項や次世代育成支援行動計画	資料1 地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」について 資料2 任意記載事項や次世代育成支援行動計画について
第6回 平成26年 10月29日	北谷町子ども・子育て会議 【議題】 ①町全体確保方策の訂正 ②任意記載事項や次世代育成支援行動計画・計画の骨子案の検討	資料1 教育・保育事業の訂正について 資料2 任意記載事項や次世代育成支援行動計画・計画の骨子案の検討について
第7回 平成27年 2月19日	北谷町子ども・子育て会議 【議題】 ①「北谷町子ども・子育て事業計画」(案)について	資料1 北谷町子ども・子育て支援事業計画(素案・たたき台) 参考資料 ・平成27年度保育料基準額表(案)

◆北谷町子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する意見募集

ホームページより意見募集を行う。

募集期間：平成27年2月25日(水)～3月13日(金)

期間中に寄せられたご意見：0件

北谷町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月策定

発行 北谷町

沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地

編集 北谷町役場 子ども家庭課

電話：098-936-1234（内線 255）

編集協力 株式会社 システム・エッグ

沖縄県島尻郡南風原町字与那覇 115 番地の1

電話：098-888-3090

